

浜岡1・2号機及び4号機 原子力安全・保安院指示文書に基づく調査結果について
(関西電力 美浜3号機 中央制御室への蒸気浸入事象に係る調査関連)

平成 18 年 6 月 15 日

当社は、平成17年4月4日に原子力安全・保安院から受領した指示文書「中央制御室への蒸気浸入に係る対応について」に基づき、浜岡原子力発電所1・2号機(※1)および4号機における調査結果をとりまとめ、本日(6月15日)、「浜岡原子力発電所1・2及び4号機 中央制御室への蒸気浸入に係る調査の結果報告書」として原子力安全・保安院に報告しましたのでお知らせいたします。

(指示文書へのリンク)

【事象の概要】

平成16年8月9日に発生した関西電力株式会社美浜発電所3号機の二次系配管破損事故において、配管破損により噴出した蒸気がタービン建屋に充満し、すき間を埋めるシール施工に不適切な箇所があったため、ケーブル、ケーブルトレイ及び電線管の壁貫通部等のすき間から中央制御室制御盤内に蒸気が浸入した。

【指示の概要】

- ① 中央制御室及びケーブル処理室(※2)につながるケーブルトレイ及び電線管の壁貫通部等の必要な箇所にシール施工が確実になされているか調査し、その結果を報告すること。
- ② ①に該当するシール施工に不適切な箇所が認められた場合はその対策について報告すること。

【調査結果】

シールの必要な貫通部(※3)に対し、シール施工が適切に実施されていることを確認しました。

号機	壁貫通部及び床貫通部	シールの必要な貫通部	シールが要求されていない貫通部
1・2号機	1060箇所	860箇所	200箇所
4号機	1087箇所	870箇所	217箇所

なお、今回の調査に合わせ、シールが要求されていない貫通部のうち、シール施工が行われていない箇所に対してもシール施工を行いました。

〈他号機について〉

3号機および5号機については既に、同様の調査を行い、シールの必要な貫通部に対し、シール施工が適切に実施されていることを確認し、調査結果報告書を原子力安全・保安院に提出しました。[\(3号機:平成17年5月23日お知らせ済み\)](#)、[\(5号機:平成18年3月14日お知らせ済み\)](#)

- ※1 1・2号機の中央制御室は、同一室内にあるため、1号機と2号機を合わせて評価しています。
- ※2 ケーブル処理室は、中央制御室へケーブル等を導くための部屋であり、中央制御室の階下にあります。
- ※3 シールの必要な貫通部とは、火災防護上の要求や、換気空調上の要求によりシールが要求される貫通部を指します。

以上